

(第8回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 2月18日
契約業者名	戸田建設(株) 四国支店
契約業者の住所	高松市塩上町2-8-19
工事の名称	令和4-6年度 南環僧津山トンネル工事
工事場所	徳島県徳島市一宮町から上八万町川西
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について 記述する)	道路土工、擁壁工、トンネル工(発破工法)、インバート工、校内付帯工、坑門工、仮設工、落石雪害防止工、防護柵工、構造物撤去工 1式
工期(自)	令和 5年 3月15日
工期(至)	令和 8年 2月27日
変更前の契約金額	3,566,585,000円(税込み)
変更金額	+ 45,628,000円(税込み)
変更後の契約金額	3,612,213,000円(税込み)
変更理由	工事請負契約第26条6項に基づく請負代金額の変更

(第7回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 2月 6日
契約業者名	戸田建設(株) 四国支店
契約業者の住所	高松市塩上町2-8-19
工事の名称	令和4-6年度 南環僧津山トンネル工事
工事場所	徳島県徳島市一宮町から上八万町川西
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について 記述する)	道路土工、擁壁工、トンネル工(発破工法)、インバート工、校内付帯工、坑門工、仮設工、落石雪害防止工、防護柵工、構造物撤去工 1式
工期(自)	令和 5年 3月15日
工期(至)	令和 8年 2月27日
変更前の契約金額	3,501,542,000円(税込み)
変更金額	+ 65,043,000円(税込み)
変更後の契約金額	3,566,585,000円(税込み)
変更理由	工事請負契約第26条6項に基づく請負代金額の変更

(第6回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 1月19日
契約業者名	戸田建設(株) 四国支店
契約業者の住所	高松市塩上町2-8-19
工事の名称	令和4-6年度 南環僧津山トンネル工事
工事場所	徳島県徳島市一宮町から上八万町川西
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路土工、擁壁工、トンネル工(発破工法)、インバート工、校内付帯工、坑門工、仮設工、落石雪害防止工、防護柵工、構造物撤去工 1式
工期(自)	令和 5年 3月15日
工期(至)	令和 8年 2月27日
変更前の契約金額	2,645,742,000円(税込み)
変更金額	+ 855,800,000円(税込み)
変更後の契約金額	3,501,542,000円(税込み)
変更理由	<p>本工事は、令和5年3月6日付けで、戸田建設株式会社四国支店と契約を締結し、現在鋭意施工中であるが、当初契約内容を施工するうえで、下記理由のとおり、緊急性及び安全性の観点から本工事で施工することが不可欠であることから変更契約するものである。</p> <ol style="list-style-type: none">道路土工 他工事との調整に伴い、土砂搬出先が変更となったことにより、残土処理工を増工する。トンネル工(発破工法) 地山の岩判定の結果に伴い、支保パターンが変更となったことにより、掘削・支保工を増工する。覆工コンクリートの配合の変更により、覆工コンクリート工を増工する。インバート工 地山の岩判定の結果に伴い支保パターンが変更となったことにより、インバート掘削工、インバート本体工を増工する。仮設工 特記仕様書第81条のとおり概略発注としていたトンネル仮設備工について、必要項目について積み上げ計上を行ったため、トンネル仮設備工を増工する。BIM/CIMの実施に伴い、技術管理費を増工する。工期は元設計とおりとする。

(第4回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 3月17日
契約業者名	戸田建設(株) 四国支店
契約業者の住所	香川県高松市塩上町2-8-19
工事の名称	令和4-6年度 南環僧津山トンネル工事
工事場所	徳島県徳島市一宮町から上八万町川西
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	トンネル L=855m 仮設工 一式 トンネル工(発破工法)一式 トンネル工(機械掘削工法)一式 インバート工 一式 坑内付帯工 一式
工期(自)	令和 5年 3月15日
工期(至)	令和 8年 2月27日
変更前の契約金額	2,435,312,000円(税込み)
変更金額	+ 210,430,000円(税込み)
変更後の契約金額	2,645,742,000円(税込み)
変更理由	<p>本工事は、令和5年3月6日付けで、戸田建設株式会社四国支店と契約を締結し、現在鋭意施工中であるが、当初契約内容を施工するうえで、工事発注後に明らかになった下記理由のとおり、緊急性及び施工性の観点から本工事で施工することが必須であることから変更契約するものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 道路土工:トンネル起点側の切土・盛土等工事について、別途工事の発注を行う予定であったが、不調不落となる可能性が高いため、特記仕様書第105条に基づき、掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工を追加した。2. 法面工:切土工事にあたって一部土質不良箇所が出現したため対策工として、法面吹付工を追加した。3. 仮設工:現地精査の結果、本工事施工ヤード外への濁水流入防止のため仮設舗装工を追加した。4. 工期については、トンネル起点側の切土にて一部土質不良箇所が出現し、対策工に不足の日数を要したため、現工期内での完成が困難であるため333日間延長し、令和8年2月27日までとする。